

茨 労 発 基 第 1531 号 平成 25 年 11 月 25 日

労働災害防止団体長 殿

茨城労働局長

年末・年始における労働災害防止対策の強化について

茨城県下の労働災害は、長期的には減少傾向を示してきたものの、東日本大震災の影響を受けて大幅に増加しましたが、平成24年の休業4日以上の労働災害発生件数は2,957件、前年比-31件とわずかながら減少に転じました。平成25年10月末現在の速報値は2,095件、前年比159件の減少となっていますが、震災前の平成22年同期と比較すると133件上回っている状況にあります。

また、死亡災害についても平成 25 年 10 月末現在 30 件発生し、前年比 5 件減少したものの、震災前の平成 22 年同期と比較すると増減 0 件ですが、死亡災害については、年末年始にかけて増加する傾向にあることから、予断を許さない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、年末・年始の繁忙期における死亡災害をはじめとする労働災害の防止を徹底するため『平成 25 年度年末・年始労働災害防止強化運動』を展開することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましては、別紙要綱の3の(4)に掲げる 事項の実施につきまして、傘下の会員事業場等に対する御指導、御周知を賜 りますようお願い申し上げます。

別紙

平成 25 年度年末・年始労働災害防止強化運動実施要綱

1 趣旨

茨城県下の労働災害は、長期的には減少傾向を示してきたものの、東日本大震災の影響を受けて大幅に増加したが、平成24年の休業4日以上の労働災害発生件数は2,957件、前年比-31件とわずかながら減少に転じ、平成25年10月末現在の速報値は2,095件、前年比159件の減少となっているが、震災前の平成22年同期と比較すると133件上回っている状況にある。

また、死亡災害についても平成25年10月末現在30件発生し、前年比5件減少したものの、震災前の平成22年同期と比較すると増減0件であるが、死亡災害については、年末年始にかけて増加する傾向にあることから、予断を許さない状況にある。

こうした状況を踏まえ、年末・年始における死亡災害をはじめとする労働 災害の防止を徹底するため、『平成 25 年度年末・年始労働災害防止強化運動』 を展開し、同期間中の県下各事業場における活発な安全衛生管理活動を促進 することとする。

2 実施期間

平成 25 年 12 月 1 日~平成 26 年 1 月 31 日

3 実施事項

- (1)労働局及び労働基準監督署の実施事項
 - ア 事業場に対する監督指導及び安全衛生パトロール等を実施し、労働災 害の発生を未然に防止する。
 - イ 本運動の取組を推進するため、労働災害防止団体及び事業者団体等に 対して協力を要請する。
 - ウ 各種会議、集団指導等のあらゆる機会をとらえ、本運動の実施趣旨及 び具体的実施事項について周知徹底を図る。
- (2) 関係団体に要請する事項

- ア 傘下の事業場に対する周知徹底
- イ 自主的なパトロール等の実施
- (3)発注機関に要請する事項
- ア 災害復旧工事等の適正な発注条件の確保
- イ 受注業者に対する安全確保対策の徹底の指導
- ウ 自主的なパトロールの実施
- (4) 事業場の実施事項
- ア 経営トップによる年末・年始の「災害発生ゼロ」に取り組む決意表明を行う。
- イ 事業場の代表者等による職場内の安全衛生パトロールを実施する。
- ウ リスクアセスメントの導入を促進し、自主的な安全衛生管理活動の活 性化を図る。
- エ KY(危険予知)活動、作業開始前ミーティング等を実施し、職場の 整理・整頓・清掃・清潔(4S)を徹底する。
- オ 各種作業主任者、就業制限業務等における資格を確認し、選任や配置 状況に応じた資格者の充足を行う。
- カ 非定常作業の洗い出しと、非定常作業における災害防止対策の見直し を行う。
- キ 機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検を実施し、はさまれ・巻き込まれ災害等の防止を図る。
- ク 火気の点検、確認等、火気管理を強化する。
- ケ 交通労働災害防止ガイドラインに基づく各種項目を点検し、当該対策 を推進する。
- コ 健康的な生活習慣(睡眠や飲酒)等、生活リズムに関する健康指導を実施する。(メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策)
- サ 腰痛予防対策や受動喫煙防止対策を推進する。
- シ 安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動ポスター、のぼり等を掲示 する。
- スーその他、労働安全衛生の意識高揚のための活動を実施する。